

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

宮本務第597号  
平成18年3月24日  
宮城県警察本部長

平成18年度宮城県警察組織機構改編等に伴う関係通達等の読替えについて(通達)  
平成18年度宮城県警察組織機構改編に伴い、「総務部」及び「地域部」が新設されるほか、「刑事部組織犯罪対策室」が「刑事部組織犯罪対策局」に、「警務部監察官室」が「警務部監察課」に名称変更されることとなった。また、警察署再編に伴い、「志津川警察署」が「南三陸警察署」に名称変更されることとなった。これらのことに伴い、これまで発出された通達等の語句について、次のとおり読み替えることとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

#### 記

##### 1 読替事項

- (1) 「総務室」とあるものは、「総務部」と読み替えるものとする。
- (2) 「地域室」とあるものは、「地域部」と読み替えるものとする。
- (3) 「組織犯罪対策室」とあるものは、「組織犯罪対策局」と読み替えるものとする。
- (4) 「監察官室」とあるものは、「監察課」と読み替えるものとする。
- (5) 「志津川警察署」とあるものは、「南三陸警察署」と読み替えるものとする。

##### 2 実施時期

平成18年4月1日